

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（総務省）

項目名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等	
税目	法人税	
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和4年3月31日）を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>【拡充】 （情報通信産業特別地区） 対象事業を以下のとおりとする。 ・固定電気通信業（現行のデータセンターに限る。） ・<u>次の業種で付加価値の高い事業に限る。</u> ・<u>ソフトウェア業（現行の情報通信機器相互接続検証事業を含む。）</u> ・<u>情報処理・提供サービス業（現行のバックアップセンター及びセキュリティデータセンターを含む。）</u> ・<u>インターネット付随サービス業</u> ※下線部分が追加。 ※インターネット・サービス・プロバイダ、インターネット・エクステンジは廃止。 （情報通信産業特別地区・情報通信産業振興地域共通） 対象資産に「ソフトウェア」を追加する。【拡充】</p> <p>【見直し事項】 (1) 沖縄県知事が定める沖縄情報産業強化促進計画（仮称）（現情報通信産業振興計画）について、主務大臣の認定を必要とするための所要の見直しを行う（現行は計画策定後の主務大臣への報告義務）。 (2) 情報通信産業振興地域に事業認定制を導入する（現行は認定制なし）。 (3) 本特例措置を受けるために必要な沖縄県知事の認定に係る要件に「従業員給与水準の向上に資すること」「IT人材の確保」を必須項目とする。（情報通信産業振興地域・特別地区共通） (4) 本特例措置を受けた事業者（認定事業者）から沖縄県に対する事業報告及び沖縄県から国に対する事業報告を義務付ける。</p> <p>【延長要望】 （情報通信産業振興地域） ア 投資税額控除（法人税） ・対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (7) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの 8% (1) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの 15% ・法人税額の20%が上限額（繰越4年）、取得価額の上限額20億円 ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 （情報通信産業特別地区） イ 所得控除（法人税）（※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度） ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後10年間）</p> <p><内閣府及び経済産業省と共同要望></p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲5百万円 （▲673百万円）

		(改正増減収額)	(ー 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 沖繩の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖繩の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖繩における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖繩における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和47年に沖繩が本土に復帰して以来、政府が、沖繩振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖繩振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖繩振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖繩振興のための施策の一つであり、平成10年度に情報通信産業振興地域、平成14年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖繩の情報通信産業の振興を図ったものである。 今回の要望は、沖繩振興特別措置法の規定に基づく情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、課税の特例措置の延長等を行うものであり、これまで一定の成果を挙げてきた情報通信関連産業の集積に加え、対象事業への追加、認定要件への従業員給与水準向上の追加等により、より効果的に沖繩の情報通信産業の振興を図っていくこととしている。 本特例措置を拡充・延長することにより、引き続き、沖繩の情報通信産業の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>		
	今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			1. 達成目標 ・ 情報通信関連企業の立地企業数の増加。 ・ 立地企業による雇用者数の増加。 ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加。 2. 測定指標 ・ 本制度を活用した企業数の増加 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加 なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、以下のとおり達成目標等を見直すこととしており、後掲の「同上の期間中の達成目標」には、当該見直し後の達成目標を記載している。 令和6年3月31日までの2年間
租税特別措置の適用又は延長期間			

		同上の期間中の達成目標	<p>1 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に立地した企業数の増加 ・立地企業の労働生産性向上 <p>2 測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制を活用した立地企業数 7社以上/年 ・税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上 																																										
		政策目標の達成状況	<p>情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数(社)</td> <td>427</td> <td>454</td> <td>470</td> <td>490</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(人)</td> <td>28,045</td> <td>29,379</td> <td>29,403</td> <td>29,748</td> <td>29,708</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高</td> <td>1,379</td> <td>1,319</td> <td>1,124</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>立地企業の増加率(%)</td> <td>10.3</td> <td>6.3</td> <td>3.5</td> <td>4.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>雇用者数の増加率(%)</td> <td>5.3</td> <td>4.8</td> <td>0.1</td> <td>1.2</td> <td>△0.1</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)</td> <td>13.7</td> <td>△4.3</td> <td>△14.7</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査。 ※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29～30年度は特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成28年は経済センサス(総務省)。 ※算定できないものについては、「-」を記載。</p> <p>なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標を前述の「同上の期間中の達成目標」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。</p>		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	立地企業数(社)	427	454	470	490	495	雇用者数(人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,379	1,319	1,124	-	-	立地企業の増加率(%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0	雇用者数の増加率(%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	13.7	△4.3	△14.7	-	-
			H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度																																						
立地企業数(社)	427	454	470	490	495																																								
雇用者数(人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708																																								
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,379	1,319	1,124	-	-																																								
立地企業の増加率(%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0																																								
雇用者数の増加率(%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1																																								
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	13.7	△4.3	△14.7	-	-																																								
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>平年度で所得控除3件、投資税額控除18件の適用を見込む。</p> <p>本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																																											
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所税の資産割の課税標準の特例。 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。 																																											
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																																											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-																																											

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>																																																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <table border="1" data-bbox="549 568 1406 759"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用法人数(件)</td> <td>1</td> <td>2(2)</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>2</td> <td>5(2)</td> <td>1(0)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用法人数(件)</td> <td>16</td> <td>19(17)</td> <td>11(18)</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>544</td> <td>542(680)</td> <td>441(720)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30年度～H31年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R2年度は沖縄県調べにおける適用額に基づいて試算。 ※適用法人数及び減収額における括弧内の数字は、前回要望時に見込んだ法人数及び金額。</p>			H30年度	H31年度	R2年度	所得控除	適用法人数(件)	1	2(2)	1(1)	減収額(百万円)	2	5(2)	1(0)	投資税額控除	適用法人数(件)	16	19(17)	11(18)	減収額(百万円)	544	542(680)	441(720)																									
			H30年度	H31年度	R2年度																																														
	所得控除	適用法人数(件)	1	2(2)	1(1)																																														
減収額(百万円)		2	5(2)	1(0)																																															
投資税額控除	適用法人数(件)	16	19(17)	11(18)																																															
	減収額(百万円)	544	542(680)	441(720)																																															
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>(過去3年間の適用実態調査結果)</p> <table border="1" data-bbox="549 875 1406 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数(件)</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>控除額(百万円)</td> <td>538</td> <td>544</td> <td>542</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠条文：42の9、60、68の13、68の63</p>			H29年度	H30年度	H31年度	所得控除	適用件数(件)	1	1	2	控除額(百万円)	1	9	20	投資税額控除	適用件数(件)	17	16	19	控除額(百万円)	538	544	542																										
		H29年度	H30年度	H31年度																																															
所得控除	適用件数(件)	1	1	2																																															
	控除額(百万円)	1	9	20																																															
投資税額控除	適用件数(件)	17	16	19																																															
	控除額(百万円)	538	544	542																																															
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>【測定指標】 令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 37社 ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670人 <p>測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標32社に対し、見込みが17社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。</p> <p>また、雇用者数については、令和2年度の指標13,552人に対し、見込みが5,814人と43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。</p> <p>実績・見込み：</p> <table border="1" data-bbox="549 1648 1476 1906"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用企業数(指標)</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(実績)</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>活用企業数(見込み)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(指標)</td> <td>6,776</td> <td>8,047</td> <td>9,741</td> <td>11,435</td> <td>13,552</td> <td>15,670</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(実績)</td> <td>3,589</td> <td>2,597</td> <td>5,972</td> <td>6,778</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(見込み)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,814</td> <td>5,814</td> </tr> </tbody> </table> <p>※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。 ※平成28年度から令和元年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。 ※令和2年度から令和3年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	R3	活用企業数(指標)	16	19	23	27	32	37	活用企業数(実績)	21	18	17	21	-	-	活用企業数(見込み)	-	-	-	-	18	18	雇用者数(指標)	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670	雇用者数(実績)	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-	雇用者数(見込み)	-	-	-	-	5,814	5,814
	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																													
活用企業数(指標)	16	19	23	27	32	37																																													
活用企業数(実績)	21	18	17	21	-	-																																													
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	18	18																																													
雇用者数(指標)	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670																																													
雇用者数(実績)	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-																																													
雇用者数(見込み)	-	-	-	-	5,814	5,814																																													

		<p>※推計の計算過程</p> <p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数： 13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社 ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数： 1,879 人+10 社×171 人=3,589 人 <p>(平成 29 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数： 15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社 1,877 人+5 社×144 人=2,597 人 <p>(平成 30 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数： 14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社 3,866 人+6 社×351 人=5,972 人 <p>(令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県企業アンケート調査による令和元年度適用企業数とその雇用者数： 15 社、3,871 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明） ・1 社当たりの雇用者数：323 人（3,871 人/12 社） ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：9 社 3,871 人+9 社×323 人=6,778 人 <p>(令和 2、3 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一社当たりの雇用者数は、平成元年度沖縄県アンケート調査による推計値 323 人から試算。 																												
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業の立地数を令和 3 年度までに 560 社とする。 ・立地企業による雇用者数を令和 3 年度までに 4.2 万人とする。 ・ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を令和 3 年度までに 1,450 万円とする。 																												
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、令和 3 年 1 月時点で 495 社、29,708 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに増加している。</p> <p>また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高については、データの出典元である「特定サービス産業実態調査」が平成元年度調査分から廃止されており、代替指標として沖縄県の県民経済計算を元に情報通信業の一人当たり生産額を算出すると、漸減傾向である一方、情報通信業における総生産や就業者数は着実な増加傾向にあり、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。</p> <p>以上のように、本制度が情報通信関連産業の集積に一定程度寄与していることを踏まえつつ、特区の対象業種の拡充・見直しを行うことで、今後はこれら産業における高付加価値化を推進していく必要があることから、引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして活用するとともに、高度な情報通信関連産業を集積し生産性向上を促進することで、自立型経済の構築を着実に推進していきたい。</p> <p><参考：情報通信業の名目県内総生産・就業者数・一人あたりの生産額></p> <table border="1" data-bbox="550 1749 1465 1890"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目県内総生産(百万円)</td> <td>195,347</td> <td>198,721</td> <td>208,224</td> <td>214,849</td> <td>208,741</td> <td>215,157</td> </tr> <tr> <td>就業者数(千人)</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>一人あたりの生産額(百万円)</td> <td>14.0</td> <td>14.2</td> <td>13.9</td> <td>13.4</td> <td>11.6</td> <td>11.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県民経済計算（沖縄県企画部）を参考に算出</p>		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	名目県内総生産(百万円)	195,347	198,721	208,224	214,849	208,741	215,157	就業者数(千人)	14	14	15	16	18	19	一人あたりの生産額(百万円)	14.0	14.2	13.9	13.4	11.6	11.3
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																								
名目県内総生産(百万円)	195,347	198,721	208,224	214,849	208,741	215,157																								
就業者数(千人)	14	14	15	16	18	19																								
一人あたりの生産額(百万円)	14.0	14.2	13.9	13.4	11.6	11.3																								
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 10 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域の創設 <p>平成 14 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 年間延長 <p>平成 19 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業特別地区の創設 ・5 年間延長 																												

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和) <p>平成 24 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・ 特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 <p>平成 26 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・ 事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10 人→5 人) ・ 特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・ 投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超) <p>平成 29 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年間延長 <p>平成 31 年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年間延長 <p>令和 3 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年間延長
--	--